



2026年6月22日

各 位

会 社 名 東京コスモス電機株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 門田 泰人
(コード番号： 6772 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 常務取締役 西立野 竜史
(TEL：046-253-2111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年5月11日開催の取締役会において、以下のとおり「定款一部変更の件」を2026年6月23日開催予定の第69回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 取締役会の招集権者及び議長の変更

当社は、2025年6月24日開催の第68回定時株主総会において、株主提案に係る新任取締役(監査等委員である取締役を除く。)が選任され、取締役(監査等委員である取締役を除く。)が刷新されたところ、2025年6月10日付で当社が公表した「Bourns Japan Holdings LLC による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(2025年6月13日付「(訂正) Bourns Japan Holdings LLC による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」による訂正を含みます。)に関し、そこに記載された公開買付けの開始予定に関する意見の決定及び公表に係る経緯、並びに2025年6月24日開催の当社第68回定時株主総会における株主提案に対する当社の意見の決定及び公表に係る経緯について、その適切性に疑義が生じたことを受け、2025年8月8日開催の取締役会において、これらの決定及び公表に係る経緯を調査するため、当社又はその株主と利害関係を有しない弁護士による特別調査委員会の設置を決議しました。

特別調査委員会は、これらの決定及び公表に係る経緯を調査し、2025年11月27日、当社に調査報告書を提出しました。

本調査報告書では、買収提案検討のプロセスにおいて、当社の前経営陣による特別委員会の役割についての理解が不足した発言、第三者算定機関の実効性を損なう危険を孕んだ行為、株主提案に対する反対意見において公表された意見と整合しない発言及び他社からの買収提案を敢えて遅らせるような対応等が報告されております。

さらには、株主提案に対する当社取締役会の反対意見に関する開示(2025年5月21日付「Global ESG Strategy からの株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」)については、事実として誤りであるか、少なくとも一般株主に誤解を与え得る内容の反対意見

が公表されており不適切であったとの報告も含まれております。

このような問題が生じた原因として、本調査報告書では、当社の取締役会が買収提案検討当時において、取締役会の実効性においてモニタリング機能が欠如していたこと、監査等委員会が期待されていた役割を果たしていなかったこと、指名報酬委員会が機能不全に陥っていたこと等が指摘されております。

当社は、当時において、株主をはじめとするステークホルダーの皆様にご心配及びご迷惑を引き起こしかねないガバナンス不全を有していたとの指摘を大変遺憾に感じ、本調査報告書の内容を真摯に受け止め、適宜、開示文書の適切な修正の検討、組織体制の見直しを行い、必要に応じて関係者への責任追及等の措置を講じるとともに、当社のガバナンス体制の再構築に注力してまいりました。

取締役会の実効性及びモニタリング機能確保の観点から、取締役会の招集権者及び議長が取締役社長に限定されている現行定款第 23 条及び第 24 条を変更し、その他の取締役が取締役会の招集権者及び議長となることを可能とするものであります。

(2) 取締役会の決議の省略

取締役会の機動的な運営を図るため、会社法第 370 条の規定により、取締役の書面又は電磁的記録による同意により取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするため、第 25 条の 2 (取締役会の決議の省略) を新設するものです。

2. 変更の内容

(変更：下線部)

現行定款	変更案
(代表取締役および役付取締役) 第 23 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第 23 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名および <u>取締役会議長 1 名</u> を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名ならびに <u>取締役副会長</u> 、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。
(取締役会の招集権者および議長) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き <u>取締役社長</u> が招集し、議長となる。 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き <u>取締役会議長</u> が招集し、議長となる。 <u>取締役会議長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(新設)	(取締役会の決議の省略)
	第 25 条の 2 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2026 年 6 月 23 日（予定）

定款変更の効力発生日 2026 年 6 月 23 日（予定）

4. 適時開示の遅延理由

定款変更の決議に関しましては、本来当該決議を行った時点で、ただちに適時開示すべきだったところ、確認が不十分だったため、本日開示するに至りました。今後は、開示事項が発生した場合には、迅速に内容を精査・確認し、適切なタイミングでの情報開示を行ってまいります。今般は、適時開示遅延となりましたことをお詫び申し上げます。

以 上